

○環境省告示第二十号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年三月七日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	粒子状物質	
				(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの		一キロワット 時当たり○・ 〇二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個		軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	粒子状物質	
				(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの		一キロワット 時当たり○・ 〇三三グラム		軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロワット 時当たり○・ ○二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個</p>	<p>一キロワット 時当たり○・ ○二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個</p>	<p>一キロワット 時当たり○・ ○二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロワット 時当たり○・ ○三グラム</p>	<p>一キロワット 時当たり○・ ○三グラム</p>	<p>一キロワット 時当たり○・ ○三グラム</p>

粒子状物質 (略)		自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	備考 (略) 別表第一の二	百六十キロワット未満のもの
軽油を燃料とする大型特殊	(略)	(略)	(略)	(略)	一キロワット 時当たり○・	(略)	(略)

粒子状物質 (略)		自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	備考 (略) 別表第一の二	百六十キロワット未満のもの
軽油を燃料とする大型特殊	(略)	(略)	(略)	(略)	一キロワット 時当たり○・	(略)	(略)

自動車又は小型特殊自動車 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車	自動車又は小型特殊自動車 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車 であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	自動車又は小型特殊自動車 であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの
(略)	(略)	(略)
一キロワット 時当たり○・ ○一五グラム かつ、一・	一キロワット 時当たり○・ ○一五グラム かつ、一・ ○兆個	一キロワット 時当たり○・ ○兆個

自動車又は小型特殊自動車 軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車	自動車又は小型特殊自動車 軽油を燃料とする大型特殊自動車 であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	自動車又は小型特殊自動車 であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの
(略)	(略)	(略)
一キロワット 時当たり○・ ○二グラム	一キロワット 時当たり○・ ○二グラム	一キロワット 時当たり○・ ○二グラム

備考 (略)		
	であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
	(略)	(略)
	一キロワット 時当たり○・ 〇一五グラム かつ、一・ 〇兆個	〇兆個

備考 (略)		
	であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの
	(略)	(略)
	一キロワット 時当たり○・ 〇二グラム	